

合志市総合計画【概要版】

第2次基本構想 平成28～平成35年度（2016～2023年度）

元気・活力・創造のまち

健康都市こうし





市章

合志市のイニシャル「K」をモチーフに、将来像である「未来輝く産業・定住拠点都市」、基本理念「人と自然を大切に協働によるまちづくり」のイメージをあらわし、合志市の魅力と活力あふれる繁栄発展を象徴しています。赤のポイントは市民の市政への情熱を示しています。

平成18年2月27日制定

市花・市木



市花〔カスミソウ〕



市木〔クヌギ〕

市民の皆さんからご応募いただいた中から、総合政策審議会の意見をもとに、決定されました。

平成18年11月9日制定

合志市 市民憲章

わたしたちは「^{こころざし}志」を「^あ合」わせて協働によるまちづくりをすすめるため合志市民憲章を定めます

1. 自然を愛し 環境にやさしい 美しいまちをつくります
1. 伝統文化を大切に 思いやりの心を育む 誇れるまちをつくります
1. 健康で勤労を尊び 心身が潤う 豊かなまちをつくります
1. きまわりを守り 秩序ある 住みよいまちをつくります
1. 未来を託す子どもたちを見守り みんなで育てるまちをつくります

平成19年3月20日制定

合志市 子ども憲章

一人ひとりの幸せと 緑豊かな合志市の輝かしい未来を担うべく私たちは
合志市を誇りに思い 互いに手を取りあい 誰もが大切にされる合志市にすることを誓い
ここに「合志市子ども憲章」を定めます

- | | | |
|------|---------|----------------------------------|
| 命 | ：わたしたちは | 平和と愛と命を大切にし 明るく健康な生活をします |
| 夢 | ：わたしたちは | 夢や希望を持ち未来と自立に向かって努力します |
| 挨拶 | ：わたしたちは | さわやかな挨拶をし感謝の心を大切にします |
| 友だち | ：わたしたちは | 思いやりの心を持ち 一人ひとりの人権を大切にし友情の輪を広げます |
| 自然環境 | ：わたしたちは | 郷土の緑豊かな自然を大切にし 環境にやさしい 生活を送ります |

平成19年2月17日制定



更なる「健康都市こうし」を目指して

日本経済は、国の成長戦略や円安による輸出企業の収入拡大、原油安による企業のコスト削減といった環境に恵まれたこともあり、緩やかながら回復傾向が見られるとの判断もあります。しかし、新興国の景気減速懸念が広がり、日本経済の先行きに対する見方は予断を許さない状況でもあります。

2014年5月、民間有識者でつくる「日本創成会議」が「消滅可能性が高い自治体リスト」を公表したことで、基礎自治体にとって地方創生は待ったなしの状況となりました。急激な少子・高齢化、高度情報化、国際化の進展等、社会経済情勢が大きく変化する中、地方公共団体においては、多種多様な問題を総合的な視点から捉え、持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

しかし、全国的に人口減少時代と言われている中であっても、合志市は人口が増え続ける元気な市として外部から評価を受けています。旧合志町と旧西合志町が合併して今年で10年が経過し、合併当初の合志市の人口約5万2千人が、本年中には6万人を超す勢いで増加しています。2015年に策定した合志市地方創生人口ビジョンでは、2035年の将来人口6万8千人をピーク人口として位置づけています。

そうした中、合併時に策定した「新市建設計画」、平成20年に策定した「合志市第1次総合計画」を基本に、本市の様々な個性や特徴を活かしたまちづくりを進めるための指針である「合志市第2次総合計画」を今回策定いたしました。新しい計画では「元気・活力・創造のまち」を将来都市像として掲げ、さらに「健康都市こうし」を横断的課題として位置づけています。この計画では、市の特性を活かした各種施策を展開し、都市環境、自然環境、福祉、教育、歴史、文化、産業など調和のとれたまちづくりを目指しています。

合志市に暮らす全ての人が安全に、安心して日々を過ごせ、色々な分野において健康で健全なまち、活気あるまちに発展するよう、各施策の着実な推進に努め、「健康都市こうし」づくりに市民・議会・行政が一体となって、精力的に取り組んでいきたいと考えます。

最後に、計画の策定にあたって貴重なご意見やご指導をいただいた市民の皆様、総合政策審議会委員、議会議員の皆様をはじめ多くの方々に対し心から厚くお礼を申し上げます。

平成28年4月

合志市長 荒 木 義 行

目 次

《序 論》

総合計画策定の趣旨と計画の役割	3
計画の構成と期間	3
計画の進行管理と行政評価	4
合志市の行政経営（マネジメント）	5

《第2次 基本構想》

まちづくりの基本理念	6
将来都市像	7
合志市の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略	8
施策の体系	9
まちづくりの政策（基本方針）	10
1. 自治の健康	10
2. 福祉の健康	10
3. 教育の健康	10
4. 生活環境の健康	11
5. 都市基盤の健康	11
6. 産業の健康	11
施策の大綱	12
主要指標	17
1. 人口と世帯数の見通し	17
2. 就業人口の見通し	17
土地利用の基本方向	18
1. 合志市の土地利用基本計画	18
(1) はじめに	18
(2) 合志市を取り巻く現状と課題	18
(3) 土地の利用区分ごとの方向性	18
(4) 合志市重点区域土地利用計画の具現化	19
(5) 公共交通ネットワークでつながった階層型多極集中拠点による都市構造	20
2. 合志市の土地利用構想図	22

合志市財政計画	25～
---------	-----

《序 論》

総合計画の策定の趣旨

この総合計画は、合志市のまちづくりを総合的かつ計画的にすすめていくため、次代を拓く新たな都市像と長期的な展望を示し、総合的なまちづくりの指針として、第2次基本構想を策定するものです。

総合計画の役割

総合計画は、合志市自治基本条例（平成22年3月4日条例第1号）第15条第1項の定めに基づいて策定するものであり、本市のまちづくりをすすめるうえで最上位の計画となります。

計画の構成と期間

この総合計画は、長期的な方針を示す**基本構想**、中期的な計画となる**基本計画**及び短期的かつ具体的な事業計画となる**実施計画**の三層による構成になっています。

① 基本構想	② 基本計画	③ 実施計画
基本構想 は、本市の将来都市像を示し、すすむべき方向や基本理念を明らかにしたまちづくりと行政運営の指針です。	基本計画 は、基本構想に示された将来像を具体的な形にするために取り組む基本的な施策※を総合的・体系的に示します。	実施計画 は、基本計画に定められた施策について、現実の行財政運営でどのように実施していくかを具体的に明示したもので、毎年度の予算編成及び事業実施のガイドラインにもなります。
第2次 基本構想 期間:8年間 平成28～35年度 (2016～2023年度)	第1期 基本計画 期間:4年間 平成28～31年度(2016～2019年度) 第2期 基本計画 期間:4年間 平成32～35年度(2020～2023年度)	実施計画 期間:3年間 (毎年度見直しを行う ローリング方式)

[合志市総合計画の構成と期間]

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
策定期間	第2次 基 本 構 想 (H28～H35)								
	第1期基本計画 (H28～H31)				第2期基本計画 (H32～H35)				
	実施計画 (H28～H30)					実 施 計 画 (毎年度見直しを行うローリング方式)			

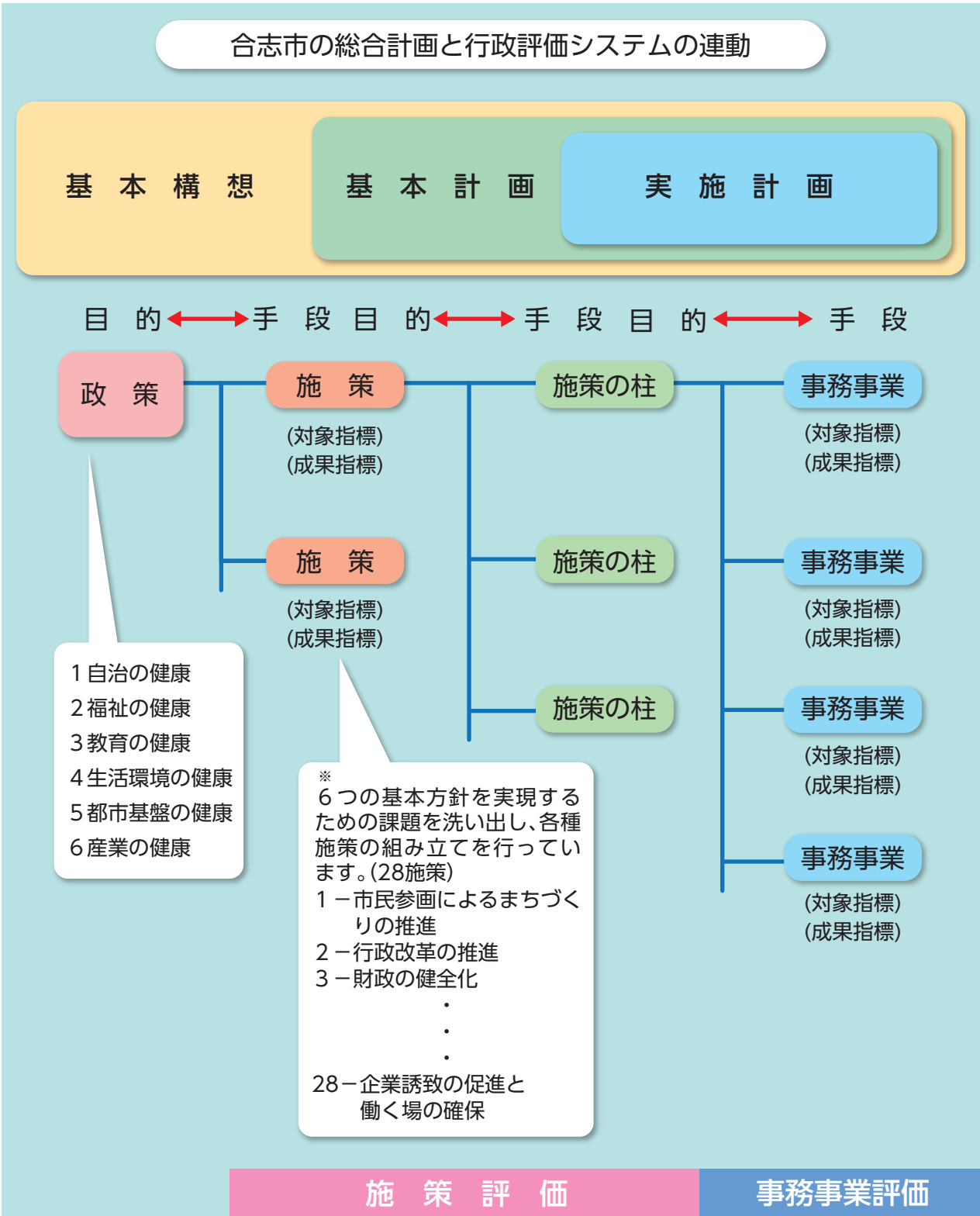
【ローリング方式】

計画の実施過程で計画と実績の間に差異が生じていないかをチェックし事務事業に対する振り返りと評価を加えます。

改善の余地がある場合には、実績に合わせて計画を再編成して目標の達成を図る方式です。

計画の進行管理と行政評価

「基本構想」、「基本計画」に沿って各事務事業を推進することになりますが、その計画の進行管理にあたっては『行政評価システム』を活用し、計画と連動させることによって行います。



合志市の行政経営（マネジメント）

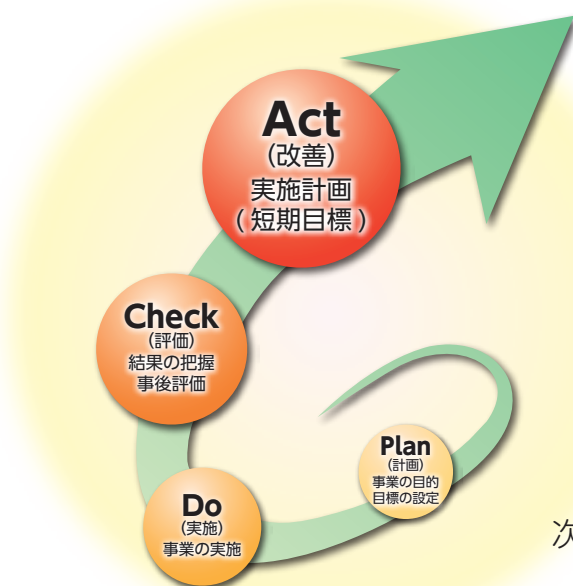
◎ 行政評価

行政が行う仕事を評価し、その結果を次の計画や実施に反映することを「**行政評価**」といいます。

行政の仕事は、利益創出が目的ではありません。行政にとってのお客様は市民であり、提供する商品は「健全で安定した住みよいまちづくり」ということになります。また、市民は住民自治を担う主役であり、納税者であり、行政サービスの受益者であり、利害関係者であるなど、さまざまな側面を持っています。

行政評価の原点は、こうした住民の立場で評価を行い、次のより良い行政サービスに結び付けていくことにあります。

〔PDCAサイクル〕



結果を把握して評価を行い、次の計画と実施に反映していきます。

◎ 行政評価システム

行政評価システムでは、施策・施策の柱・事務事業という施策体系の各段階において、それぞれを**目的**から振り返るため、「対象」と「意図」を明確にしていきます。

「対象」… 誰や何のために活動するのか

「意図」… 対象をどのような状態にすべきなのか

その達成度を「**成果**」として数値で表します。

成果の設定については、市民にとってどうなればより良い状態になるのか、という視点に立った指標・項目を取り入れていきます。また、事業実施後の効果を評価するとともに、設定した指標(目標)がどの程度達成されているかを毎年度公表します。

このように、行政の透明性を高め、市民の皆様と課題や目的・目標を共有化することで、これからも市民起点の行政経営の実現をめざします。

行政経営は、「**Plan（計画）－Do（実施）－Check(評価)－Act（改善）**」というサイクルです。このようにまちづくりのビジョンをスタート地点とする行政活動を効率的に行っていくための仕組みが行政評価システムです。

この**行政評価システム**を総合計画の施策体系に沿って機能させることによって、着実な計画の推進を図ります。

《第2次 基本構想》

まちづくりの基本理念

平成19年3月の合志市議会で議決し、制定された『合志市市民憲章』では、“志を合わせて**協働**によるまちづくりをすすめる”ことを前文に記しています。

また、平成22年3月には、『合志市自治基本条例』を制定し、市民のまちづくりへの参画と市民、市議会、市の執行機関それぞれの権利と責務を明確化しました。

市民と行政とが対等な立場で良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において、**協働**によるまちづくりに取り組むことが、これからの合志市のまちづくりには不可欠であり、恵まれた自然環境のもと「人と自然を大切にした**協働**によるまちづくり」を第1次基本構想に引き続き合志市の基本理念とします。

合志市の基本理念

人と自然を大切にした協働によるまちづくり



この基本理念を基に、まちづくりの多様な課題に対して、市民自らが行うもの（自助）、地域が共同・連帯して行うもの（共助）、行政が直接行うもの（公助）といった、市民と行政の役割を明確にしながら、それぞれの役割において課題解決に向けた行動ができる“まち”をめざします。

将来都市像

本市は、地理的な広域交通上の優位性や、先進的な産業・技術の拠点として熊本県の中核的な役割を担い飛躍することが期待されています。第1次基本構想では、将来都市像を「未来輝く 産業・定住拠点都市」とし、人や物、地域間相互の交流を促進し、新たな産業の創出を図り、合併による新たな市として“定住拠点”をめざしてきました。

また、市の横断的課題として、「子育て支援日本一のまちづくり」を掲げ、元気のある合志市をめざし取り組んできました。

これにより本市は、住みよいまちとして高い評価を得るまでになり、人口減少時代を迎えながらもなお人口の増加が続く、県内でも有数の元気の良いまちのひとつとなりました。

今後8年間の第2次基本構想では、将来都市像を「**元気・活力・創造のまち**」と定め、第1次基本構想と新市建設計画の更なる具現化を図るとともに、全ての人が安全に、安心して暮らすことのできるまち「**健康都市こうし**」を創るために「市民の健康」と「財政の健康」の2本の柱を掲げ進めていきます。

また、より本市が発展するため、国の地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」と、活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法」を活用し、地方創生を推進していくことで、本市自らが考え、行動する活力ある合志市をめざします。

将来都市像

元気・活力・創造のまち

将来都市像を実現させるための横断的課題

～健康都市こうし～

さらに、「元気・活力・創造のまち」を産み出していくためには、市民が自ら健康であるとともに、市行財政も健康でなくてはなりません。市全体のあらゆる分野において「健康」を目指す～健康都市こうし～を横断的課題として、市民の皆さまと一体となって、未来に誇れるまちづくりに取り組んでまいります。



合志市の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

☆1 地方創生(地方人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略)

全国規模の人口減少や東京圏への一極集中がもたらす地方経済の低迷を打開し、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む良好な流れを創り、それが「まち」に活力を与えるという好循環を確立させます。将来にわたり「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を実現していくことが地方創生です。国は「まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）」に基づき長期ビジョン及び総合戦略を策定し、合志市は、各地域の個性に合わせて地方版人口ビジョン及び計画期間を5年とする合志市総合戦略を平成27年10月に策定しました。

☆2 総合計画と総合戦略(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

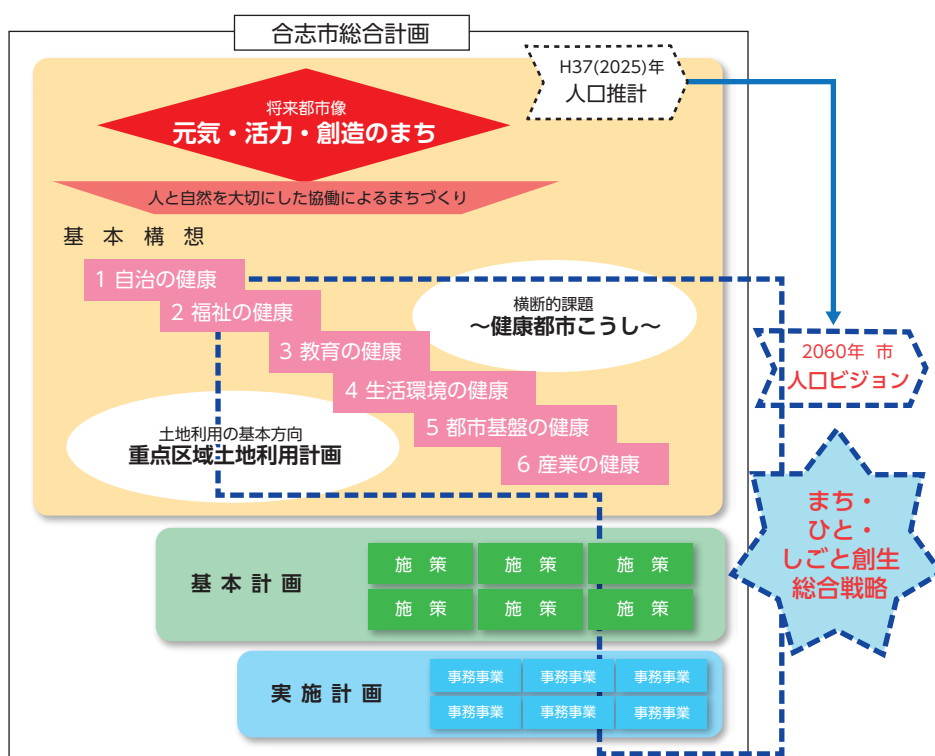
「総合計画」では、市政全般にわたる課題の解決を図り、総合的な振興及び発展を目的に、将来的な都市像と長期的な展望をまちづくりの指針として示す「基本構想」を定めます。この基本構想を具現化するための中期的な取り組みの柱を示す「基本計画」と、年度ごとの具体的な事務事業に取り組むための「実施計画」と併せて、体系的に示したものが総合計画です。

一方、『総合戦略(まち・ひと・しごと創生総合戦略)』は、国及び県が示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえつつ、2060年までの長期的な市人口ビジョンの実現を目的に、施策の対象をしばって具体的な取り組みを示すものです。

※ 「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念に『結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるような環境の整備を図る。』ことが示されています。また、国の総合戦略の基本目標の一つには『若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。』ことが掲げられています。

これまで取り組んできた「子育て支援日本一のまちづくり」は、より地域の実情に即し、長期的視点に立った総合的な女性・子育て支援及び少子化対策として、市民の雇用対策や仕事と家庭の両立支援など、国及び県と連携した地方創生の観点から展開してまいります。

【総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係図】



施策の体系

施策は、政策（基本方針）を実現するための手段であり、目的と手段の関係になっています。

さらに、施策の成果・効果を高め、目標を達成するための手段として、その下に施策の柱や事務事業が設定される体系とします。

合志市総合計画「施策体系表」

将 来 都市像	政 策（基本方針）	施 策 名
元気・活力・創造のまち健康都市へ	1. 自治の健康	(1) 市民参画によるまちづくりの推進 (2) 行政改革の推進 (3) 財政の健全化
	2. 福祉の健康	(4) 子育て支援の充実 (5) 健康づくりの推進 (6) 社会福祉の推進 (7) 高齢者の自立と支援体制の充実 (8) 障がい者(児)の自立と社会参加の促進
	3. 教育の健康	(9) 義務教育の充実 (10) 生涯学習の推進 (11) 生涯スポーツの推進 (12) 人権が尊重される社会づくり (13) 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成
	4. 生活環境の健康	(14) 危機管理対策の推進 (15) 防災対策の推進 (16) 交通安全対策の推進 (17) 防犯対策の推進 (18) 住環境の充実 (19) 水環境の保全 (20) 水の安定供給と排水の浄化 (21) 廃棄物の抑制とリサイクルの推進 (22) 地球温暖化防止対策の推進
	5. 都市基盤の健康	(23) 計画的な土地利用の推進 (24) 計画的な道路の整備 (25) 公共交通の充実
	6. 産業の健康	(26) 農業の振興 (27) 商工業の振興 (28) 企業誘致の促進と働く場の確保

まちづくりの政策（基本方針）

6つの政策（基本方針）

市の将来像【**元気・活力・創造のまち**】を実現していくために、「この将来像がどのような状態を指すのか」について、新市建設計画を尊重しながら、検証と評価を加え、全庁横断的課題である「**健康都市こうし**」の考え方を取り入れた次の6つの状態を定義し、将来のあるべき姿を見据えました。

1. 『自治の健康』
2. 『福祉の健康』
3. 『教育の健康』
4. 『生活環境の健康』
5. 『都市基盤の健康』
6. 『産業の健康』

それぞれの健康が十分に機能し向上していくことで、市の将来像の実現につなげていくため、次のとおり、まちづくりの6つの政策（基本方針）を設定しました。

1. 自治の健康

まちづくりについては、自治基本条例に定める「参画と協働」を基本に地域住民自治の推進を図ります。併せて、「情報は市民共有の財産である」との認識のもと積極的な情報公開に努め、行政改革大綱に沿った改善、改革への取り組みで、より一層の透明性、信頼性のある市政運営をめざします。

また、安定した市政運営のため、自主財源の確保とともに、財政計画に基づく、健全な財政運営に努めます。

2. 福祉の健康

生涯にわたって健康で元氣な暮らしができるよう健康寿命の延伸をめざし、健康づくりへの取り組みを推進します。

併せて、住み慣れた地域で安心して子育てができるよう、また高齢者や障がい者が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、すべての人にやさしい健康・福祉のまちづくりをめざします。

3. 教育の健康

未来を担う子どもたちの夢を育み、夢の実現をめざす教育を推進します。

また、市民一人ひとりの基本的人権を尊重しながら、市民が生き生きと生涯学習活動に取り組むことができる環境をつくり郷土愛の醸成を図ります。



4. 生活環境の健康

市街地から農村へと広がる、恵まれた自然を維持し、緑豊かな環境と調和した住環境の整備と循環型社会の構築を図りながら、安全安心に暮らせるまちづくりをめざします。

5. 都市基盤の健康

地域の特性を活かしながら、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、土地利用の推進と道路網の整備に努めます。

また、まちづくりと連動した市民が利用しやすい公共交通網の整備をはじめとした生活基盤の充実を図ります。

6. 産業の健康

本市の基幹産業である農業をはじめ、商工業など産業全体の振興を図るため、生産・販売力の強化による所得向上、後継者の育成、企業誘致による働く場の確保、新たな産業の創出、特産品の開発などに努め、合志市で暮らし、市内で働ける環境づくりを推進します。



施策の大綱

施策の大綱では、「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」を基本理念に、将来都市像として、「元気・活力・創造のまち」を掲げ、横断的課題である「健康都市こうし」を実現するため、6つの政策（基本方針）それぞれについて、取り組み方針を示します。

政策 1. 自治の健康

施策（1）市民参画によるまちづくりの推進

自治基本条例の理念に基づき市民・議会・行政が協働し、市民一人ひとりが積極的に社会参画できる場をつくるため、市民の地域づくりへの関心を高めるとともに、参画しやすい環境づくりに努めます。

また、地域づくりやボランティアに取り組む人材の育成や、それらを結び付ける相互のネットワークづくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

施策（2）行政改革の推進

信頼される組織づくりと健全な行政運営を持続させるため、行政改革大綱及び集中改革プランを確実に実行していきます。

さらに、行政評価システムによって進捗管理を行い、改革・改善につなげていく取り組みを継続します。

また、市民への積極的な情報公開に努めることにより行政としての説明責任を果たし、市役所の信頼性の向上や市民との信頼関係の構築を図ります。

議会に対する市民の関心をより高くするため、さらにわかりやすく透明性の高い議会情報の提供に努めます。

施策（3）財政の健全化

歳入面では市税収入の確保に努めるとともに、歳出面では限りある財源を効率的かつ効果的に活用し、財政計画に基づく健全な財政運営に努めます。

政策 2. 福祉の健康

施策（4）子育て支援の充実

地域ぐるみで子育て家庭を支え、子育てを支援するとともに、安心・安全な環境で健やかに子育てができるまちづくりをめざします。

その実現のため、多様な子育てサービスの充実や子育ての負担感・不安感を解消するための体制の整備、子どもたちの心身の健やかな成長の支援、地域における子育て力の強化など、子育て環境の整備促進に努めます。

施策（5）健康づくりの推進

健康寿命の延伸、生活習慣病の予防を主な目的とし、市民の健康への意識の高揚と食習慣を通した一体的な健康づくりを進め、市民一人ひとりが、健康に暮らせるまちづくりをめざします。

さらに、健康都市こうしの実現に向けて、健康づくりの拠点整備を進めます。

また、地域医療体制の充実と医療保険制度の健全な運営を行い、加速する高齢化に対応した福祉や医療サービスの維持、向上に努めます。

施策（6）社会福祉の推進

地域の実状に即した創意工夫による「地域福祉」を推進し、市民・団体との協働による取り組みを行います。

また、様々な理由により生活困窮に陥った世帯の自立のため、関係機関との連携を図り、就労相談をはじめとした総合的な支援対策を行います。

施策（7）高齢者の自立と支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で、社会活動への参加や健康づくりに向けた取り組みを行い、生きがいをもって暮らすことのできる環境整備を図ります。

また、認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化し、地域全体で認知症の方とその家族を支える体制を整備します。

施策（8）障がい者（児）の自立と社会参加の促進

地域社会で生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、福祉サービスを適切に利用できる体制を整備します。

また、能力に応じた社会参加の促進や働く場の提供に努め、支援体制の充実を図ります。

政策3．教育の健康

施策（9）義務教育の充実

子ども達が将来の夢に向かって挑戦できる「知育、徳育、体育、食育」のバランスの取れた成長を促進し、「生きる力」を身に付ける教育を推進します。

また、学校教育を担う教員の資質向上を図りながら、小中一貫教育への取り組みやICT活用による学びの環境整備に努めます。

さらに、安全で安心して学べる教育施設の整備に努めます。

併せて、地域との連携により子どもたちの健やかな成長を図ります。

施策（10）生涯学習の推進

市民一人ひとりが自己の教養を高め、生きがいをもって豊かな人生をおくることができるよう、様々な学習の場を提供するとともに指導者育成にも取り組みます。

また、市民が安全に利用できる生涯学習施設づくりを進め、施設の効率的な運用に努めます。

施策（11）生涯スポーツの推進

市民一人ひとりのライフステージに合わせて、いつでも、気軽にスポーツに取り組むことができる環境づくりに努めます。

また、計画的な施設の改修に努め、快適に利用できる施設づくりを推進します。

施策（12）人権が尊重される社会づくり

人権を尊重するための意識の高揚を図り、一人ひとりの人権が大切にされ、差別のない住みよいまちをつくるため、積極的な人権教育及び人権啓発に努めます。

また、個性を認め合い、尊重し合える社会をめざす男女共同参画社会づくりへの理解を深める取り組みを継続的に推進します。

施策（13）歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成

地域の伝統・文化・芸能を知り学ぶことを通して、郷土を知り、郷土を誇りに思う市民の郷土愛の醸成に努めます。

また、古くから語り伝えられてきた伝統・文化・芸能は市民の宝であり、伝承していくための後継者育成に取り組みます。

政策４．生活環境の健康

施策（14）危機管理対策の推進

国民保護計画[※]に基づく総合的な国民保護対策の推進を図るとともに、市危機管理対策基本方針に基づき、新型コロナウイルス等の感染症対策など、市民の生活の安全を脅かす危機に対応できるまちをめざします。

※国民保護計画

国民保護法（「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）に基づき、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にするための国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるよう、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項を定めるとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するための計画です。

国民保護計画は、全ての都道府県や市町村が作成するもので、平成17年度に都道府県が作成し、合志市では、平成19年6月に作成されています。

施策（15）防災対策の推進

市民の身体・生命・財産をあらゆる自然災害等から守るため、地域防災計画に基づき、災害を未然に防ぐ予防対策を充実するとともに、災害に対する迅速な応急対策と復旧対策がとれる体制の整備に努めます。また、地域に根ざした防災組織として期待される自主防災組織の設置を推進します。

施策（16）交通安全対策の推進

交通事故にあわない、起こさないまちにするため、地域を巻き込んだ交通安全運動の取り組みを促進し、高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通事故防止運動を推進します。また、交通安全施設の整備をすすめます。

施策（17）防犯対策の推進

犯罪被害にあわない、起こさないまちをめざして、地域ごとの防犯力を高める取り組みを推進し、防犯灯や防犯カメラなど施設環境の整備を促進します。

また、迅速で幅広い防犯情報の提供に努めるとともに、消費者保護に関するわかりやすい情報の提供に努めます。

施策（18）住環境の充実

人と自然の共生をめざして、身近な里山の風景やみどりの景観の保全に、市と市民と地域が協働で取り組んでいきます。

また、都市公園や上下水道施設等の公共インフラの適正な維持・整備等を推進し、加えて増加する空き家等の対策を講じ、快適な住環境の確保を図っていきます。

施策（19）水環境の保全

貴重な地下水を飲料水として活用できる恵みを後世に引き継ぐため、広域的な観点から地下水のかん養を促進します。

また、河川や地下水などの水環境を保全するための水質監視に努め、農畜産堆肥の適正管理の徹底など環境保全型の農業を推奨し、地下水汚染防止対策に取り組みます。

施策（20）水の安定供給と排水の浄化

安全安心な水道水を安定して供給するため、良質な水源を確保し、老朽化した配水管の敷設替えや水道施設の更新、新規建設を計画的に行います。

また、快適な生活と水質の浄化機能を担う下水道事業についても、施設の改築更新を進めるとともに健全な事業経営に努めます。

施策（21）廃棄物の抑制とリサイクルの推進

自然環境への負荷の低減を図るため、**ごみ減量 4 R 活動***や分別の奨励、ごみ処理に対する意識の高揚を図りごみ出しマナーの徹底を図ります。

また、人口の増加とともにごみの総排出量は増加傾向にあり、ごみ処理全体に掛かる負担を少なくするため、新環境工場の安全で効率的な事業の運営と廃棄物の適正な処分等を推進します。

※ごみ減量 4 R 活動「リ・スタイル (Re・Style) の実現」

Refuse…リフューズ（ごみの発生回避）「ごみになるものは断ろう！」

ごみ問題の最良の解決方法は、ごみの発生を回避することです。ごみになるもの、不要なものを断ることが大切です。

（例：レジ袋を断る、贈答品などは簡易包装をお願いする、など）

Reduce…リデュース（ごみの排出抑制）「買う量・使う量を減らそう！」

ごみとなるようなものは、買う量や使う量を減らし、ごみの排出を抑制することが大切です。

（例：詰め替え商品、バラ売り食品の購入など）

Reuse…リユース（製品、部品の再使用）「繰り返し使おう！」

繰り返し使える商品の購入など、ごみとして捨てる前に再使用することが大切です。

（例：リターナブル容器の利用、フリーマーケットなど）

Recycle…リサイクル（原材料や熱などの再資源化）「再生資源に戻そう！」

発生回避、排出抑制、再使用してもまだ排出されるごみは、きちんと分別し、リサイクルすることが大切です。また、事業所ごみについては、紙類や食品廃棄物の資源化を促進することが大切です。

（例：再生資源集団回収、生ごみの資源化など）

施策（22）地球温暖化防止対策の推進

温暖化防止対策については、市・市民・事業所それぞれが活動の再点検を行うとともに、環境保全型の新たなエネルギーの活用を拡大させるなど環境に負荷を与えない取り組みを促進します。

政策 5．都市基盤の健康

施策（23）計画的な土地利用の推進

地域の特性に応じて土地が活用され、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、重点区域土地利用計画の具現化に向けた土地利用を推進します。

また、国が進めるコンパクトシティ構想、立地適正化についても検証を進め、市民が快適な住環境で暮らすことができるよう、良好な市街地の形成に努めます。

農地については、就農者の意向を尊重し、計画的な土地利用の方向性との整合を図り、有効な活用に努めます。

施策（24）計画的な道路の整備

渋滞の解消や、道路交通がスムーズに行えるようにするため、主要幹線となる国県道や広域交通拠点の整備について、関係機関との連携や要望活動を強化します。

また、まちづくりに大きな影響を与える市の主要市道については、重点区域土地利用計画に基づき整備計画を策定し、計画的かつ着実な整備を進めます。

施策（25）公共交通の充実

公共交通は、高齢化社会の進展に伴い市民の移動手段としてますます重要性が高まります。市内外の移動が更に円滑にできるよう、コミュニティバスをはじめＪＲや熊本電気鉄道、路線バス等の効果的な活用及び乗り継ぎ等の利便性向上を図ります。

また、交通渋滞の緩和や環境に優しいまちの実現のため、自動車利用から公共交通機関への移行を促進するとともに、市内全域や近隣市町と連携のとれた交通体系の構築を図っていきます。

政策 6．産業の健康

施策（26）農業の振興

本市の基幹産業である農業の振興については、後継者の育成や経営力の強化、生産品の価格安定対策を推進し、効率性を高める生産基盤の整備や関係機関との連携強化を柱に、安定した所得向上に努めます。

また、農業を核として付加価値の高い新たな特産品の開発や合志ブランドの確立に取り組む活動、いわゆる6次産業化を通じて、新しい複合的な農業の振興を図ります。

さらに、環太平洋連携協定（TPP）等の国際的な流れにも留意しながら、足腰の強い農業の振興に努めます。

施策（27）商工業の振興

商工会を中心に、同業種間や異業種間の連携協力を図り、後継者の育成や生産・流通基盤の確立、販売力の強化対策を推進するとともに、産学官金と連携した創業支援を行います。

また、工業については、将来にわたって安定した操業を可能とするため、立地企業の必要に応じたインフラ整備や増設支援等の環境整備に努めます。

施策（28）企業誘致の促進と働く場の確保

地元雇用に結びつく優良企業の誘致を推進することで、若い年代の定住促進やＵ・Ｊ・Ｉターン者の就業機会の確保、雇用環境の充実を図ります。

また、必要に応じて工業団地の整備や企業誘致のための環境整備を行い、企業の投資を促し、更なる雇用機会の創出を図ります。



主要指標

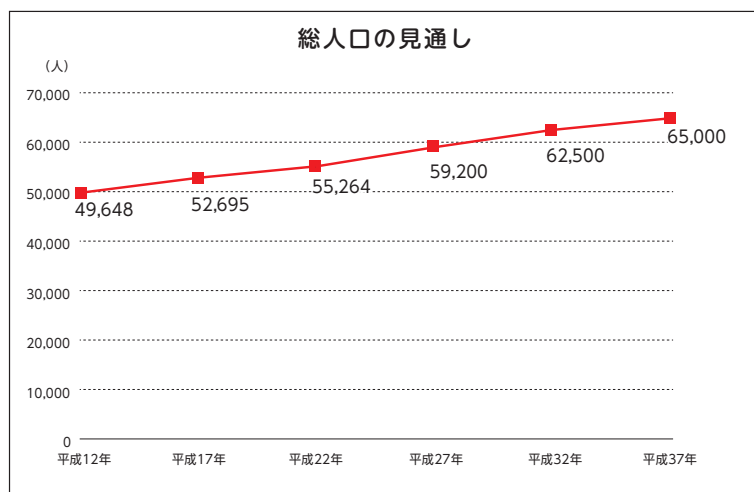
1.人口と世帯数の見通し

(1) 合志市の総人口

将来の日本の人口は、少子高齢化の進行により、人口減少社会へと移行しています。

本市における、平成17年と平成22年の国勢調査による人口の推移では、熊本市をはじめ県内外からの転入による人口の増加が続いており、平成18年度からのデータを基に、今後の開発等を考慮した**回帰分析***での推計でも増加傾向が続くものと予測されています。

全国的にみると、人口減少傾向が地方に与える影響は都心部以上に大きくなるという研究結果も出されていますが、本計画では、この構想期間における施策の展開や市街地の充実を図ることによって、「総人口の見通し」のように、平成37年度における人口を65,000人と推計します。

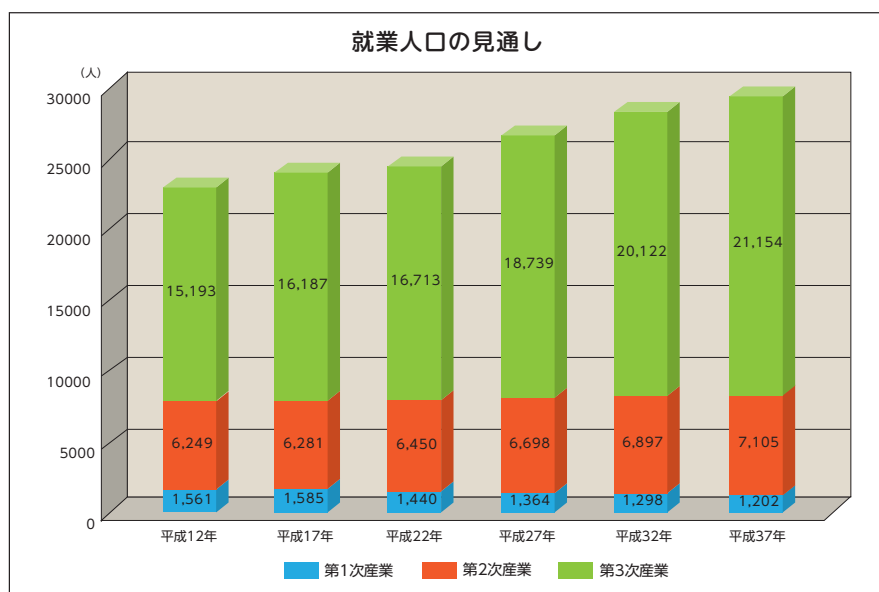


※数値は、住民基本台帳人口(平成27年以降は推計)

※回帰分析…回帰分析は独立変数（説明変数）と従属変数（目的変数）の関係を表す式によって推計する統計的手法。

2. 就業人口の見通し

就業人口の見通しについては、熊本市をはじめとした周辺市町村へ就業する年代の転入増加の影響から、全体の就業人口は今後も増加傾向で推移するものと予測され、「就業人口の見通し」のように想定されます。



※ 資料は、国勢調査より(平成27年以降は推計)

土地利用の基本方向

1. 合志市の土地利用基本計画

(1) はじめに

日本は世界でも類を見ない超高齢社会に突入し、少子高齢化に伴う急速な人口減少がすすむ中、本市にあっては人口が増加するという全国的に稀な自治体のひとつとなっています。このように社会構造が大きく変化していくなか、本市区域の地域特性にふさわしいまちづくりを行っていくために、「合志市重点区域土地利用計画書」を策定しました。

土地利用の基本方向では、新市建設計画をいかし、更なる具現化をめざし進めていきます。

(2) 合志市を取り巻く現状と課題

本市の東部・北部は、ほとんどの地域が農地や里山となっており、基幹産業の農業の生産基盤である農用地の大半が集中し、自然豊かな環境を形成しています。しかし近年では、農業者の高齢化、後継者不足などから、有効な農地の利活用が課題となっています。

中央部は、阿蘇地域と荒尾・玉名地域を結ぶ主要路線が走り、市庁舎や古くからの既存集落が生活の拠点を構える居住地域となっています。また、工業団地や既存企業など、東西に企業が立地し、産業と流通の軸を形成しており、今後はさらなる産業の集積が期待されています。

南部は、熊本市及び菊陽町に隣接する市街化区域になっていますが、近年は市街化区域に隣接する市街化調整区域においても集落内開発制度や地区計画制度による宅地開発が進み、市街地の広がりをみせています。しかし、現状の開発では、小規模な開発が多く、道路・公園などの不十分な生活環境施設整備による問題が生じており、計画的な開発誘導が課題となっています。また、残存農地が点在する市街化区域内にあっては、一層市街化の促進を図る必要があります。

本市の土地利用については、工業団地等の立地により、就業環境の形成もすすみ、定住環境が整った住み良いまちとして発展してきました。一方で、市全域が熊本都市計画区域に属し、市の面積の約1割が市街化区域、残る約9割が市街化調整区域となっており、土地利用の規制が厳しく、本市のまちづくりに影響を及ぼしています。加えて、市中央部には、国・県施設の広大な土地が在り、南部からの市街化の広がりを阻害する要因となっています。

(3) 土地の利用区分ごとの方向性

土地の利用目的に応じた区分について、国土利用計画(熊本県計画)の利用区分のうち、「宅地(住宅地、工業用地、その他の宅地)」、「道路」、「農用地」、「森林」、「その他」について、合志市におけるそれぞれの土地利用の方向性を示します。

① 宅 地(住宅地、工業用地、その他の宅地)

宅地については、良好な居住環境を形成するため、重点土地利用計画に基づいた土地利用をすすめます。

② 道 路

道路は、市民の生活を支える基礎的な基盤であり、地域住民の安全性や快適性に十分に配慮しながら、良好な道路環境が持続できるよう計画的に維持・整備をすすめていきます。

本市域の幹線道路の円滑な車輛通行をめざし、物流や観光拠点への交通に配慮した本市の骨格となる道路網の整備を図ります。

また、熊本市と連携してすすめる北熊本スマートインターチェンジの早期着工や、国・県に対しては地域高規格道路「中九州横断道路」の早期整備、国道387号の改良、大津植木線バイパスの早期完成要望等を行うなど、広域的な道路網の整備に向け、積極的な要望活動を展開します。

③ 農用地

市の総面積のうち、約半分近くを占める農用地は、市の基幹産業である農業の生産基盤を支えているだけでなく、洪水調整機能など自然災害に対して抑止機能を発揮するという重要な役割を担っています。今後も優良農地の確保及び保全を図り、生産基盤としての整備をはじめ、農用地の持つ多様な機能の保全・向上に努めていきます。

④ 森 林

森林については、市民に安らぎと親しみを与える里山としての役目や、自然災害の抑止、地下水かん養や二酸化炭素の吸収など、多様な機能を備えており、今後もその保全に努め、森林資源の管理・活用を推進します。

⑤ その他

公共・公益施設用地については、既存施設が持つ機能の維持、充実を図りながら、その有効活用を優先するものとし、新たな整備にあたっては、本市基本構想に基づき、必要な用地を計画的に確保するものとしします。

公共用地の確保や公共施設は、分散を避けて集約化を図り、景観に配慮した公共的空間の創出に努めるとともに、民間の資金や技術等を活用した官民連携による手法を積極的に取り入れることや、災害時の防災拠点となり得る適正な規模の確保と配置に十分に配慮するものとしします。

(4) 合志市重点区域土地利用計画の具現化

■良好な住環境と雇用の場を提供するための土地利用を進めます。

この計画は、農村の豊かな環境を保全しつつ良好な住環境（市街地）を創出し、市民の健康増進を図り、かつ市内において多くの雇用を創出することを実現するための土地利用計画であり、市民の所得向上はもとより市財政の安定化を目指すものです。

具体的には、現況の土地利用や交通網を踏まえ、市域のバランスある発展を考慮し、①竹迫地区（合志庁舎前～飯高山・群山南部）、②辻久保～黒石地区（国道387号沿線）、③野々島地区（（仮称）北熊本スマートインターチェンジ【以下、北熊本スマートICという】周辺）を重点土地利用区域に定めます。

■健康を切り口に都市づくりを進めます。

都市の活力は市民の健康が源です。市民一人ひとりが健康という資本を高め、その資本を使って合志市で活動することにより、経済や文化を豊かにしていきます。

健康をキーワードにすることで、企業誘致、産業創造においても「健康産業」、「食と農に関連する産業」などにターゲットを絞り、都市の特性を打ち出していきます。

また、基幹産業である農業は健康に直結する産業であり、農家の経営安定は「都市づくり」の上で重要です。

■雇用を創出する都市を創ります。

若者から高齢者まで、市民がそれぞれに応じた多様な働き方ができるような場を創出します。農家であれば、生産の維持拡大に加え、農産加工と製品販売（6次産業化）による収入の増加を図ります。

また、都市部と農村部を結ぶ方策として、就農や農産加工に従事するといった機会を創出します。

併せて、小売業やサービス業を誘致し、雇用創出とともに市民生活の利便性向上を図ります。企業誘致や雇用を生み出すことで、経済が活性化し、税収の安定にもつながると考えます。



（５）公共交通ネットワークでつながった階層型多極集中拠点による都市構造

重点区域における都市づくりを進める上では、階層型の「多極集中」の都市構造を目指します。

具体的には、市民の日常生活に必要な食料品や日用品の買い物利便性を確保するために、スーパーを核とする「コミュニティ生活拠点」をバランスよく配置するとともに、御代志駅周辺及び合志庁舎周辺などに、商業施設や公共施設等を集積させた「都市中核拠点」を設けます。

「コミュニティ生活拠点」は、できるだけ多くの人が、徒歩または自転車を使って移動できるように配置し、「都市中核拠点」には、合志市の顔となる高次の都市サービスや、観光客など広域からの利用も考え、地域に必要な魅力ある生活・文化・商業施設を配置します。

また、各拠点をバス網によって便利に移動できるようにすることで、都市全体として複数の拠点を選択的に利用できる“多極集中”の都市構造を実現します。

なお、北熊本スマートICは、観光やビジネスの新たな玄関として位置付けます。

■都市中核拠点

公共交通のターミナルを中心に、魅力的な商業施設や公共施設、雇用の場を配置し、市民の交流拠点となるほか、熊本都市圏や広域観光ルート上の交流拠点となります。

○御代志地区…「合志市の顔としての拠点づくり」

鉄道やバスなどの交通機能を活かし、かつ周辺の土地の有効活用を基本に、合志市の顔となる都市中核拠点として、地区を形成します。公共公益施設と電鉄ターミナル施設を連動させた施設を中心に、合志市の顔としての空間を創り出します。

また、農業公園や弁天山方面へのウォーキングやサイクリング、西合志庁舎周辺の文化施設へのアクセスの起点としての機能を高めます。

○合志庁舎前地区…「食と農と商が融合したまち」

地元農産物の消費拡大を図り、かつ市民の消費生活を便利で豊かにするための商業施設と新しい時代の農業振興を図るための野菜工場や農産物の加工・販売施設、農業体験施設を導入誘導し、生産、加工、販売、就農者育成などを総合化した農業の6次産業化を推進します。



■コミュニティ生活拠点

集落や住宅団地の分布を考慮し、市民生活にもっとも重要な最寄品の買い物ができる商業施設（スーパー等）を核にした拠点。周辺の住宅地から、概ね徒歩や自転車で利用できる圏域を想定します。

○飯高山・群山南部地区…「理想的な市街地形成－良好な住環境と商業サービス－」

市街化区域（堀川以南の住宅団地部）に接する当地区においては、将来増加する人口を受け入れる住宅地とします。また、この地域の日常生活を支援する商業施設を導入します。

○辻久保地区…「理想的な市街地形成－北部地域の人口増と生活利便性向上－」

熊本電鉄辻久保営業所の交通結節機能、百花園ゴルフ場のレクリエーション機能を活かしつつ、減少する北部各小学校区の人口減を解消するための住宅地とし、この地域の日常生活を支援する商業施設を誘導します。また、企業の事業拡張などを想定し、新たな雇用創出のための産業用地の確保を図ります。

○黒石地区（国道387号沿線）…「R387アカデミックライン」

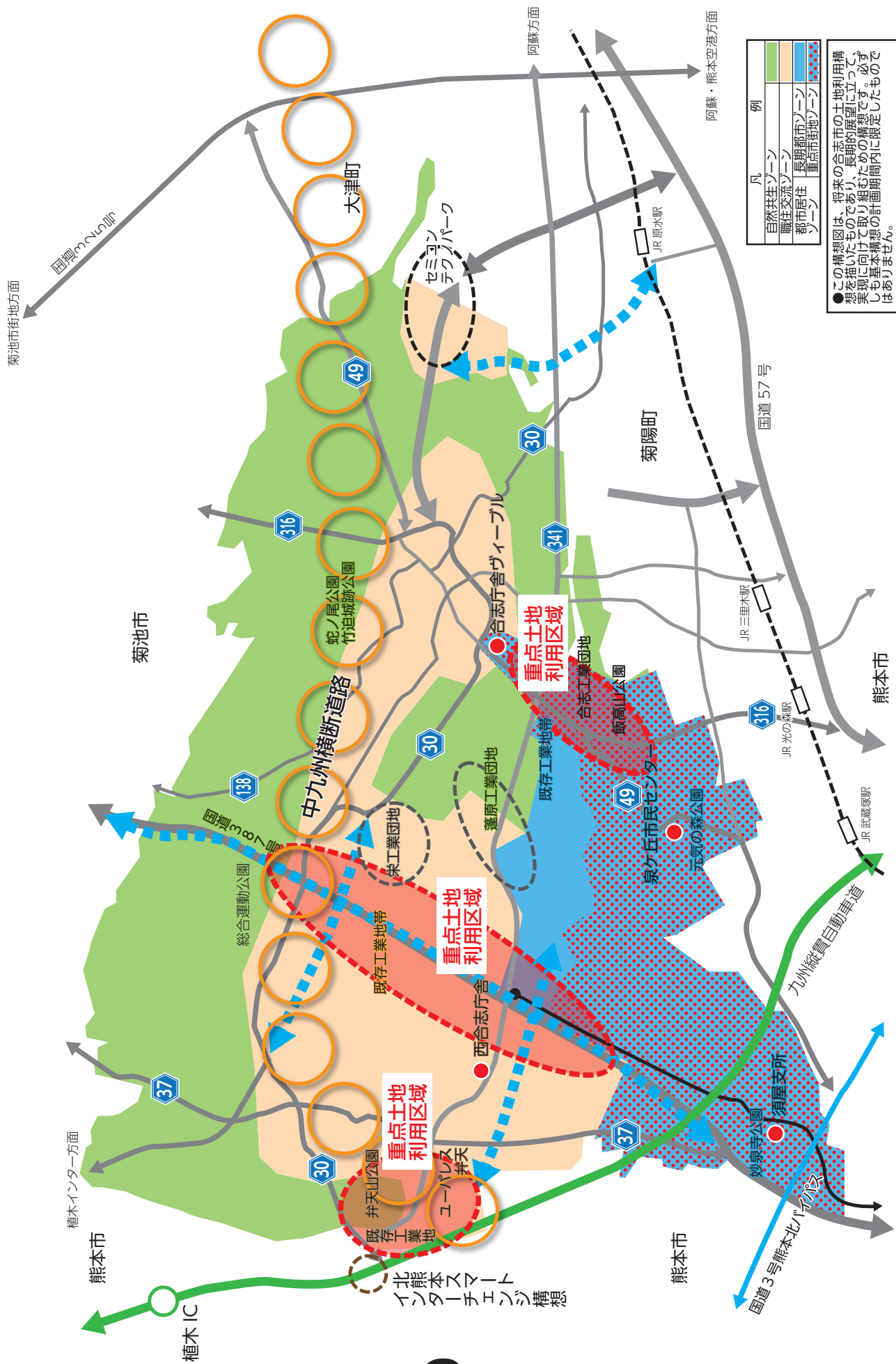
熊本高等専門学校や九州沖縄農業研究センター、熊本学園大学グラウンド、熊本再春荘病院などの機関が立地しており、それぞれが広大な敷地を有しているという特性を活かし、新たな研究機関や大学研究室の誘致と、それら施設の市民利用サービス機能などの集積を推進します。国道387号を熊本市方面から北上したとき、当該地区は合志市らしい独特の景観を呈するところであり、そこにアカデミックな雰囲気を生み出すことで、市全体のまちのイメージアップを図ります。

○野々島地区（北熊本スマートIC周辺）…「北熊本スマートICを活かした商工業の集積」

既存事業所の機能強化を促すとともに、企業誘致と雇用創出を図ります。併せて、健康増進やレクリエーションの場としての弁天山やユーパレス弁天を連携させるとともに、北熊本スマートICの整備と共にこの一帯に、阿蘇までを視野に入れた広域観光ルートの玄関口としての機能を持たせます。



2. 合志市の土地利用構想図



《第1期 基本計画》

基本構想で示した「施策の大綱」に沿って、まちづくりの政策（基本方針）の実現に向けて、多彩な取り組みを展開していきますが、基本計画では、その計画期間（平成28年度から平成31年度まで）の4年間の中で取り組む『施策』の内容を示します。

施策体系別計画

施策体系表

施策体系別計画では、まちづくりの政策（基本方針）ごとに、それぞれの『施策』の内容を示します。

また、『施策』の成果を向上させ、目標を達成するための「施策の柱」について、その体系を示し、具体的な取り組み内容を表現します。

施策体系表

政策名 (基本方針)	第1期基本計画「施策」	施策の柱
1 自治の健康	(1) 市民参画によるまちづくりの推進	1 地域づくり(まちづくり)人材の育成
		2 地域づくり(まちづくり)活動機会の確保
	(2) 行政改革の推進	3 計画的な施策・事業の推進
		4 職員の人材育成と効果的な組織運営
		5 広聴・広報機能の充実
		6 情報化の推進
		7 市民サービスの向上
		8 会計の適正な処理
		9 評価機能の確保
		10 開かれた議会の推進
		11 戦略的政策の推進
		12 公有財産の管理運営
	(3) 財政の健全化	13 財政事務の適正な執行
		14 自主財源の確保
2 福祉の健康	(4) 子育て支援の充実	15 子育ての経済的負担の軽減
		16 子育てと仕事の両立支援
		17 地域における子育て支援
		18 相談支援体制の充実
	(5) 健康づくりの推進	19 病気になる生活習慣の確立
		20 病気の早期発見
		21 地域医療体制の充実
		22 保険医療制度の健全な運営
	(6) 社会福祉の推進	23 地域福祉の推進
		24 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援
	(7) 高齢者の自立と支援体制の充実	25 高齢者の社会参加の促進
		26 介護保険サービスの適切な提供
		27 高齢者の介護予防の推進
		28 高齢者の生活支援の充実
	(8) 障がい者(児)の自立と社会参加の促進	29 障がい者(児)への総合的な支援及び福祉サービスの充実
		30 障がい者(児)への社会参加の促進

政策名 (基本方針)	第1期基本計画「施策」	施策の柱
3 教育の健康	(9) 義務教育の充実	31 学力の向上
		32 指導力の向上
		33 徳育の推進
		34 体育の推進
		35 食育の推進
		36 義務教育施設の整備
	(10) 生涯学習の推進	37 学習の啓発と参加機会の提供
		38 生涯学習団体の育成
		39 生涯学習施設(環境)の整備
	(11) 生涯スポーツの推進	40 スポーツの啓発と参加機会の提供
		41 スポーツ団体の育成
		42 スポーツ施設(環境)の整備
	(12) 人権が尊重される社会づくり	43 人権尊重についての理解と相談体制の充実
		44 人権教育啓発活動実践の推進
		45 男女共同参画社会の実現
	(13) 歴史・伝統文化を活かした郷土愛の醸成	46 歴史・伝統文化(文化財を含む)の保護と継承
4 生活環境の健康	(14) 危機管理対策の推進	47 危機管理対策
	(15) 防災対策の推進	48 災害予防対策
		49 災害応急対策
		50 災害復旧対策
	(16) 交通安全対策の推進	51 交通安全意識の高揚
		52 交通事故防止対策の推進
	(17) 防犯対策の推進	53 防犯意識の高揚と地域防犯対策
		54 防犯に関する環境整備
		55 消費者保護の充実
	(18) 住環境の充実	56 環境衛生の充実
		57 公営住宅の充実
		58 公園など身近な住環境の整備とみどりの保全
	(19) 水環境の保全	59 地下水のかん養と河川、池沼の汚染防止
	(20) 水の安定供給と排水の浄化	60 水の安定供給
		61 排水の浄化
		62 ごみの発生抑制とリサイクルの推進
5 の都市健康基盤	(21) 廃棄物の抑制とリサイクルの推進	63 廃棄物の適正処理
	(22) 地球温暖化防止対策の推進	64 地球温暖化防止対策の推進
	(23) 計画的な土地利用の推進	65 計画的な市街地の形成
	(24) 計画的な道路の整備	66 計画的な道路の整備
		67 道路環境の整備
	(25) 公共交通の充実	68 公共交通の利便性の向上
6 産業の健康	(26) 農業の振興	69 生産基盤の確保と経営力の強化
		70 後継者の育成
		71 関係機関との連携の強化
	(27) 商工業の振興	72 人材確保と生産・販売力の強化
	(28) 企業誘致の促進と働く場の確保	73 異業種連携の促進
		74 企業誘致の促進
		75 雇用環境の充実支援と就業機会の確保

合志市財政計画

平成27年10月作成
(平成28年度～平成35年度)

財政計画の見直しにあたって

《趣 旨》

財政計画は、平成19年度に中長期的に安定した財政運営が行えるよう一般会計を対象に作成したものです。

平成22年度に1回目、平成25年度に2回目の見直しを行いました³が、第2次総合計画との整合性を図り、市税などの歳入の予測及び歳出の見通しを中長期的な視点から示し、計画的な財政運営を推進するため、今回3回目の見直しを行うこととしました。

見直し後の計画期間は、第2次総合計画の計画期間と同期間である平成28年度から平成35年度までの8年間としています。また、見直しにあたっては、最終計画年度である平成35年度の財政調整基金目標額を20億円以上（標準財政規模の10%程度として12億円、税還付等の不測の事態に備えるために8億円）としました。

本計画は、予算編成や行財政運営の指針として活用していくものであり、社会経済情勢の変化や地方財政制度の動向等に大きく左右されることから、必要に応じ見直しを行なっていくこととします。

財政計画試算の前提条件については、別に記載しています。また、算出については、平成26年度決算額及び平成27年度当初予算・決算見込みをベースとし、まず成り行き額を求め、その結果を基に計画額を算出しました。

今回の計画見直しでは、計画最終年度である平成35年度の基金残高は、目標の20億円以上は確保できる見通しですが、大規模事業による基金総額の減少など財政的に大変厳しいということになります。

今後は、これらを理解し、歳入の確保と歳出の更なる削減が必要となるところです。

用語の解説

(歳 入)

- 1 市 税：市がその活動に要する経費を賄うため市民から徴収する税金で個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税など。
- 2 地方交付税：地方公共団体が一定の水準を維持するよう、財源保障の見地から国税として国が地方に代わって徴収し、一定の合理的な基準により国から地方に再配分される地方固有の財源。
- 3 地方譲与税：自動車重量税や揮発油税は、本来、地方税として徴収すべき税であるが、国が代わりにこれらの税を徴収し、その税金を面積、市町村道の延長、人口等に応じて配分するもの。
- 4 交 付 金：自動車を取得したときにかかる自動車取得税や地方消費税など、国や県が集めた税金の一部を市町村に交付するもの。
- 5 国 支 出 金：国が奨励する事業や共同の責任で行う事業などについて、負担割合に応じ、国が交付するもの。
- 6 県 支 出 金：県が奨励する事業や共同の責任で行う事業などについて、負担割合に応じ、県が交付するもの。
- 7 分負担金等：利益を受ける者から徴収する分担金や、他の自治体や住民に課する負担金。
- 8 市 債：市が道路などの社会資本の整備等を行うにあたって、第三者から資金の借入れを行うことによって負担する長期の債務のこと。
- 9 使用料及び手数料：施設利用等に対する使用料及び手数料。
- 10 繰 入 金：各種基金・特別会計から一般会計への繰入金。
- 11 繰 越 金：決算によって生じる前年度からの繰越金。

(歳 出)

- 1 義務的経費：市が支出を義務づけられている経費のことで、人件費、扶助費、公債費など。
- 2 人 件 費：市職員の給料や手当のほか、議員や各種委員の報酬など。
- 3 扶 助 費：社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費で、児童手当やこども医療費、生活扶助費など。
- 4 公 債 費：市債の借入れによって生じる返済金（元利償還金）。
- 5 投資的経費：道路や公共施設などの整備を行う普通建設事業や災害復旧事業費など。
- 6 物 件 費 等：事務的経費である物件費、施設の維持補修費、一部事務組合や各種団体等に対する補助金など。
- 7 積 立 金：財政運営を計画的に行うため、又は特定支出目的のために積み立てるもの。
- 8 貸 付 金 等：奨学資金の貸付金など。
- 9 繰 出 金：一般会計から特別会計への繰出金。
- 10 予 備 費：予算外の支出等に充てるための目的外予算。

計画の前提条件

財政計画試算における歳入、歳出の前提条件は次のとおりとなります。

[歳 入]

項 目	内 容
(1) 市 税	市税は年度間の変動が大きいいため、その要因である法人市民税を過去直近5年（平成23年度から平成26年度までは決算額、平成27年度は見込み）の平均実績値で見込み、計画期間は横ばいで推移するとししました。また、個人市民税・固定資産税等は過去の実績額と現行制度を基に人口推計による人口増及び住宅増も含み推計しました。
(2) 地方交付税	地方交付税は、平成28年度から普通交付税の1本算定に向け段階的削減が始まりますので、その削減及び国勢調査実施に伴う人口増を含み推計しました。特別交付税は、過去の実績額を基に推計しました。
(3) 地方譲与税・交付金	地方消費税交付金については、消費税率引き上げを見込み推計しています。その他の交付金等については、平成26年度決算額と平成27年度予算額を元に推計し、平成28年度以降同額で推移するものと見込んでいます。
(4) 国・県支出金、 分負担金等	平成28年度以降の社会福祉費や普通建設事業（小中学校建設等大規模事業を含む）に伴うものが主になりますので、その歳出予算の増に伴う収入を見込んでいます。
(5) 市 債	交付税の代替である臨時財政対策債は、平成27年度の予算額と同程度の8億円、合併特例事業債は、普通建設事業分（小中学校建設等大規模事業を含む）を含み推計しています。
(6) 繰入金	公共施設整備基金、減債基金、ふるさと創生基金からの繰入を見込んでいます。繰入金は年度間によって変動しますが、算定に当たっては、事業費に伴うものとなっており公共施設整備基金、減債基金については小中学校建設等大規模事業に伴うものが主となっています。

[歳 出]

項 目	内 容
(1) 人件費	職員定員計画に基づいた職員数を基に推計し、今後の必要額を見込んでいます。
(2) 扶助費	過去直近5年間（H23からH27見込みまで）の伸び率を参考とし、平成28年度から平成35年度まで、年平均6%の伸びで推移するものと見込んでいます。
(3) 公債費	平成27年度までの償還額に加え、平成28年度以降の普通建設事業分（小中学校建設等大規模事業を含む）を見込み試算し、今後の必要額を見込んでいます。
(4) 普通建設事業費	普通建設事業中長期計画を基に普通建設事業分（小中学校建設等大規模事業を含む）を推計し、今後の必要額を見込んでいます。
(5) 物件費等 (物件費、維持補修費、 補助費等)	平成27年度予算額を基に年度別の特別な財政需要要因を加算したところで推計し、今後の必要額を見込んでいます。
(6) 積立金	各基金の預金利子を積み立てることとしていますので、近年の金利状況及び基金総額の推移により見込んでいます。
(7) 投資及び出資金、 貸付金	平成27年度実績見込みを基に推計し、平成28年度以降同額で推移するものと見込んでいます。
(8) 繰出金	平成28年度から平成35年度までは、庁内調査結果をもとに推計し、必要額を見込んでいます。
(9) 予備費	平成27年度予算額と同額を見込んでいます。

成り行き額（平成28年度～平成35年度）

〔歳 入〕

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
市 税	6,039	6,121	6,103	6,186	6,267	6,246	6,327	6,409
地方交付税	4,158	4,123	4,077	4,030	3,984	4,254	4,254	4,254
地方譲与税・交付金	1,119	1,204	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331
国 支 出 金	3,791	3,883	4,165	4,922	5,405	4,638	5,058	5,159
県 支 出 金	1,516	1,580	1,668	1,742	1,829	1,941	2,017	2,120
上段()はうち臨財債 市 債	(800) 1,900	(800) 2,800	(800) 1,500	(800) 2,600	(800) 2,800	(800) 1,300	(800) 1,700	(800) 1,900
分担金及び負担金	583	629	671	721	774	831	891	956
使用料及び手数料	200	202	204	206	208	211	213	215
その他の収入	134	134	134	134	134	134	134	134
繰入金	204	104	104	854	854	104	104	104
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0
①歳入合計	19,644	20,780	19,957	22,726	23,586	20,990	22,029	22,582

※繰入金には、財政調整基金からの繰入は含まない。

〔歳 出〕

単位：百万円

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
義務的 経 費	人件費	3,090	3,140	3,109	3,131	3,145	3,193	3,156	3,145
	扶助費	6,255	6,630	7,028	7,449	7,897	8,369	8,872	9,405
	公債費	1,612	1,724	1,810	1,936	2,018	2,165	2,312	2,323
	合 計	10,957	11,494	11,947	12,516	13,060	13,727	14,340	14,873
投資的 経 費	普通建設事業費	2,096	2,732	1,465	3,824	4,643	1,216	1,849	1,882
その他 の経費	物件費等	4,468	4,395	4,379	4,489	4,231	4,179	4,110	4,116
	うち物件費	2,442	2,388	2,330	2,487	2,266	2,259	2,259	2,260
	うち維持補修費	41	41	41	41	41	41	41	41
	うち補助費等	1,985	1,966	2,008	1,961	1,924	1,879	1,810	1,815
	積立金	7	7	7	7	5	3	3	3
	投資及び出資金貸付金	11	11	11	11	11	11	11	11
	繰出金	2,396	2,345	2,288	2,340	2,378	2,404	2,442	2,467
	合計	6,882	6,758	6,685	6,847	6,625	6,597	6,566	6,597
予備費		20	20	20	20	20	20	20	20
②歳出合計		19,955	21,004	20,117	23,207	24,348	21,560	22,775	23,372

歳入歳出差引額（①－②）	△ 311	△ 224	△ 160	△ 481	△ 762	△ 570	△ 746	△ 790
--------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

財政調整基金からの繰入金	311	224	160	481	762	570	746	790
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0
----------	---	---	---	---	---	---	---	---

年度末の財政調整基金残高	3,736	3,512	3,352	2,871	2,109	1,539	793	3
--------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	---

計画額（平成28年度～平成35年度）

〔歳入〕

単位：百万円

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
市 税	6,039	6,121	6,103	6,186	6,267	6,246	6,327	6,409
地方交付税	4,158	4,123	4,077	4,030	3,984	4,254	4,254	4,254
地方譲与税・交付金	1,119	1,204	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331
国 支 出 金	3,786	3,879	4,160	4,896	5,371	4,631	5,044	5,151
県 支 出 金	1,515	1,580	1,667	1,742	1,829	1,940	2,017	2,120
上段()はうち臨財債	(800)	(800)	(800)	(800)	(800)	(800)	(800)	(800)
市 債	1,878	2,760	1,485	2,551	2,744	1,283	1,666	1,860
分担金及び負担金	583	629	671	721	774	831	891	956
使用料及び手数料	200	202	204	206	208	211	213	215
その他の収入	134	134	134	134	134	134	134	134
繰入金	204	104	104	854	854	104	104	104
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0
①歳入合計	19,616	20,736	19,936	22,651	23,496	20,965	21,981	22,534

※繰入金には、財政調整基金からの繰入は含まない。

〔歳出〕

単位：百万円

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
義務的 経 費	人件費	3,090	3,140	3,109	3,131	3,145	3,193	3,156	3,145
	扶助費	6,255	6,630	7,028	7,449	7,897	8,369	8,872	9,405
	公債費	1,612	1,724	1,810	1,936	2,018	2,165	2,312	2,323
	合計	10,957	11,494	11,947	12,516	13,060	13,727	14,340	14,873
投資的 経 費	普通建設事業費	2,054	2,677	1,435	3,690	4,480	1,161	1,765	1,797
その他 の経費	物件費等	4,378	4,306	4,290	4,330	4,081	3,990	3,924	3,930
	うち物件費	2,393	2,340	2,283	2,399	2,186	2,157	2,157	2,158
	うち維持補修費	40	40	40	39	39	39	39	39
	うち補助費等	1,945	1,926	1,967	1,892	1,856	1,794	1,728	1,733
	積立金	7	7	7	7	5	3	3	3
	投資及び出資金貸付金	11	11	11	11	11	11	11	11
	繰出金	2,348	2,298	2,242	2,258	2,294	2,295	2,332	2,355
	合計	6,744	6,622	6,550	6,606	6,391	6,299	6,270	6,299
予備費		20	20	20	20	20	20	20	20
②歳出合計		19,775	20,813	19,952	22,832	23,951	21,207	22,395	22,989

歳入歳出差引額 (①－②)	△ 159	△ 77	△ 16	△ 181	△ 455	△ 242	△ 414	△ 455
---------------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

財政調整基金からの繰入金	159	77	16	181	455	242	414	455
--------------	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----

翌年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0
----------	---	---	---	---	---	---	---	---

年度末の財政調整基金残高	3,888	3,811	3,795	3,614	3,159	2,917	2,503	2,048
--------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

歳入関係（年度別、自主・依存別）

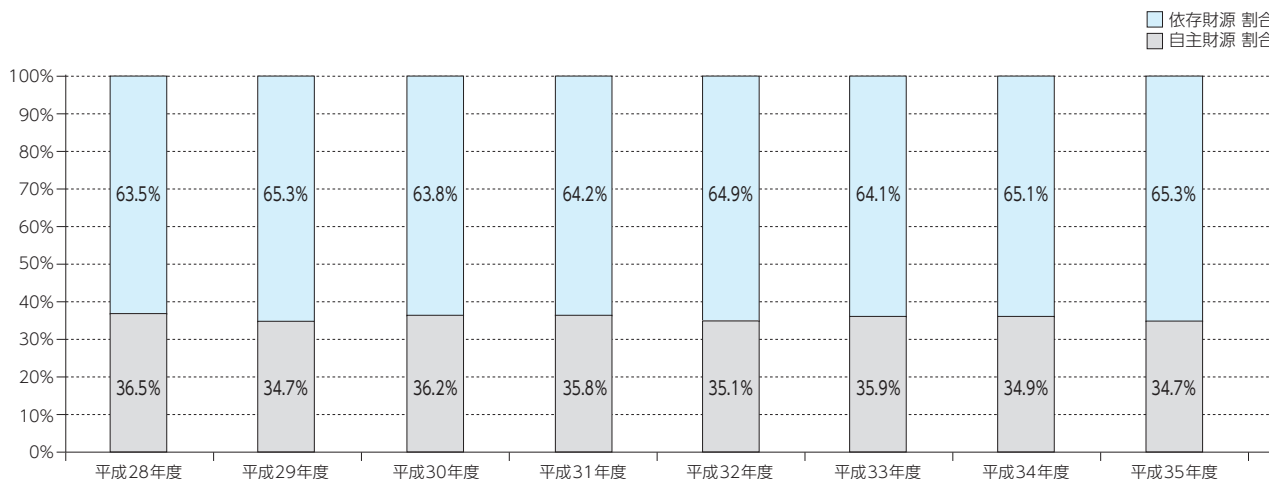
年度別に計画額を比較すると、地方交付税については、平成28年度から普通交付税の1本算定に向け段階的削減が始まり、平成33年度から1本算定に移行するため減額となりますが、国勢調査実施（H27とH32）に伴う人口増による増額があり、合計ではほぼ横ばいとなります。大規模事業の実施年度では事業実施に伴う歳入が大きく伸びるところとしています。財源の自主・依存別については、計画期間中は概ね自主財源35%、依存財源65%となっています。

単位：百万円

区 分	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
自主財源	市税	6,039	6,121	6,103	6,186	6,267	6,246	6,327	6,409
依存財源	地方交付税	4,158	4,123	4,077	4,030	3,984	4,254	4,254	4,254
依存財源	地方譲与税・交付金	1,119	1,204	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331
依存財源	国支出金	3,786	3,879	4,160	4,896	5,371	4,631	5,044	5,151
依存財源	県支出金	1,515	1,580	1,667	1,742	1,829	1,940	2,017	2,120
依存財源	市債	1,878	2,760	1,485	2,551	2,744	1,283	1,666	1,860
自主財源	分担金及び負担金	583	629	671	721	774	831	891	956
自主財源	使用料及び手数料	200	202	204	206	208	211	213	215
自主財源	その他の収入	134	134	134	134	134	134	134	134
自主財源	繰入金	204	104	104	854	854	104	104	104
自主財源	繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0
	歳入合計	19,616	20,736	19,936	22,651	23,496	20,965	21,981	22,534
	自主財源合計	7,160	7,190	7,216	8,101	8,237	7,526	7,669	7,818
	自主財源割合	36.5%	34.7%	36.2%	35.8%	35.1%	35.9%	34.9%	34.7%
	依存財源合計	12,456	13,546	12,720	14,550	15,259	13,439	14,312	14,716
	依存財源割合	63.5%	65.3%	63.8%	64.2%	64.9%	64.1%	65.1%	65.3%

歳 入 合 計

単位：百万円



歳出関係（年度別、性質別）

歳出は、まず、成り行き額を求め、それを基に計画額を算出しました。最終計画年度である平成35年度に財政調整基金を20億円とする目標達成のためには、成り行き額から約20億円圧縮する必要があるため、各年度において普通建設事業費、物件費等、繰出金について、歳出額を2.0%から4.5%圧縮することとしました。

〔成り行き額〕

単位：百万円

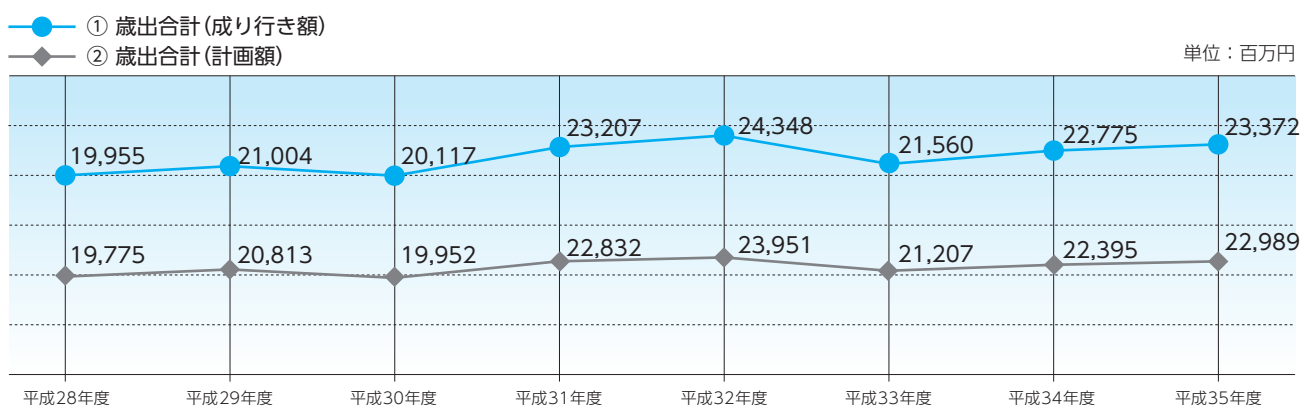
区	分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
義務的 経 費	人件費	3,090	3,140	3,109	3,131	3,145	3,193	3,156	3,145
	扶助費	6,255	6,630	7,028	7,449	7,897	8,369	8,872	9,405
	公債費	1,612	1,724	1,810	1,936	2,018	2,165	2,312	2,323
	合計	10,957	11,494	11,947	12,516	13,060	13,727	14,340	14,873
投資的 経 費	普通建設事業費	2,096	2,732	1,465	3,824	4,643	1,216	1,849	1,882
	物件費等	4,468	4,395	4,379	4,489	4,231	4,179	4,110	4,116
	うち物件費	2,442	2,388	2,330	2,487	2,266	2,259	2,259	2,260
	うち維持補修費	41	41	41	41	41	41	41	41
	うち補助費等	1,985	1,966	2,008	1,961	1,924	1,879	1,810	1,815
	積立金	7	7	7	7	5	3	3	3
	投資及び出資金貸付金	11	11	11	11	11	11	11	11
	繰出金	2,396	2,345	2,288	2,340	2,378	2,404	2,442	2,467
	合計	6,882	6,758	6,685	6,847	6,625	6,597	6,566	6,597
	予備費	20	20	20	20	20	20	20	20
①歳出合計（成り行き額）		19,955	21,004	20,117	23,207	24,348	21,560	22,775	23,372

〔計画額〕

単位：百万円

区	分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
義務的 経 費	人件費	3,090	3,140	3,109	3,131	3,145	3,193	3,156	3,145
	扶助費	6,255	6,630	7,028	7,449	7,897	8,369	8,872	9,405
	公債費	1,612	1,724	1,810	1,936	2,018	2,165	2,312	2,323
	合計	10,957	11,494	11,947	12,516	13,060	13,727	14,340	14,873
投資的 経 費	普通建設事業費	2,054	2,677	1,435	3,690	4,480	1,161	1,765	1,797
	物件費等	4,378	4,306	4,290	4,330	4,081	3,990	3,924	3,930
	うち物件費	2,393	2,340	2,283	2,399	2,186	2,157	2,157	2,158
	うち維持補修費	40	40	40	39	39	39	39	39
	うち補助費等	1,945	1,926	1,967	1,892	1,856	1,794	1,728	1,733
	積立金	7	7	7	7	5	3	3	3
	投資及び出資金貸付金	11	11	11	11	11	11	11	11
	繰出金	2,348	2,298	2,242	2,258	2,294	2,295	2,332	2,355
	合計	6,744	6,622	6,550	6,606	6,391	6,299	6,270	6,299
	予備費	20	20	20	20	20	20	20	20
②歳出合計（計画額）		19,775	20,813	19,952	22,832	23,951	21,207	22,395	22,989

成り行き額と計画額の比較(②-①)	△ 180	△ 191	△ 165	△ 375	△ 397	△ 353	△ 380	△ 383
-------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------



合志市総合計画【概要版】

- 第2次 基本構想
- 第1期 基本計画

平成28年3月 発行

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140

合志市 政策部 企画課

TEL 096-248-1111（代表）

FAX 096-248-1196

<http://www.city.koshi.lg.jp>

E-mai kikaku@city.koshi.lg.jp

